

職員給与・定員管理などを公表します

1. 人件費の状況 (平成25年度普通会計決算)

区 分	
住民基本台帳人口 (平成26年3月31日現在)	12,639人
歳出総額	6,786,487千円
人件費	909,323千円
人件費比率	13.40%
ラスパイレス指数(※)	101.6 (93.9)

※職員数には町長、副町長を除き、教育長を含みます。
※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与を100とした場合の数値です。
()内の数字は国家公務員の時限的な給与特例法による措置が無い場合の値です。

2. 職員給与費の状況 (平成25年度普通会計決算)

区 分	
職員数	106人
給与料	371,076千円
職員手当(※)	34,979千円
期末・勤勉手当	128,783千円
計	534,838千円
1人当たり給与費	5,046千円

※職員手当には、退職手当を含みません。

3. 職員の平均給料・給与月額および平均年齢の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分		
一般行政職	平均給料月額	287,800円
	平均給与月額	321,200円
	平均年齢	39.3歳
技能労務職	平均給料月額	262,700円
	平均給与月額	291,900円
	平均年齢	41.0歳

4. 職員の初任給の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分	決定初任給	
一般行政職	大学卒	172,200円
	高校卒	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円

5. 職員の期末・勤勉手当の状況 (平成25年度支給)

月 計	6月計	12月計	計
期末手当	1.225月分	1.375月分	2.600月分
勤勉手当	0.675月分	0.675月分	1.350月分

6. 特別職の報酬などの状況 (平成26年4月1日現在)

区 分	給料月額	
給 料	町長	745,000円
	副町長	574,000円
	教育長	533,000円
報 酬	議長	308,000円
	副議長	254,000円
	議員	231,000円
期 末 手 当	6月期	1.225月分
	12月期	1.375月分
	計	2.600月分

7. 職員の年次有給休暇の取得状況 (平成25年)

職 員 数	91人
付与日数	3,595日
取得日数	1,046日
残日数	2,549日
平均取得日数	11.5日

※職員有給休暇の取得状況は、全期間を在職した首長部局の職員のみです。

8. その他の休暇の取得状況 (平成25年)

休暇区分	取得者	取得日数	平均取得日数
病気休暇	6人	110.5日	18.4日
夏季休暇	120人	467.0日	3.9日
特別休暇	24人	64.4日	2.7日
育児休業	4人	573.0日	143.3日

※その他の休暇の取得状況は、平成25年中の退職者も含みます。

9. 職員の任免の状況

平成26年3月31日 退職 (平成25年度中途退職含む)	7人 (定年 4人 勤奨 1人 普通 2人)
平成26年4月1日 採用	5人 (一般職)

10. 部門別職員数の状況 (平成26年4月1日現在)

議会	2人	民生	16人
総務	31人	衛生	6人
税務	9人	教育	13人
農林水産	17人	下水道	4人
商工	4人	国保・介護など	8人
土木	7人	合計	117人

※教育長・退職者を除きます。

11. 不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成25年度は、前年度からの係属事案はなく、また、新たな不服申し立てもなかった。

12. 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成25年度は、前年度からの係属事案はなく、また、新たな措置要求もなかった。

13. 一般職員の勤務時間の状況

1週間の正規の勤務時間	38時間45分
1日の正規の勤務時間	7時間45分
開始時間	8時30分
終了時間	17時15分
休憩時間	12時00分~13時00分

14. 職員の分限・懲戒の状況

1. 分限：休職1人
2. 懲戒：なし

病気の感染予防・まん延防止のために

予防接種開始のお知らせ

水痘(水ぼうそう)ワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチン、インフルエンザ予防接種が、10月1日から開始となりました。事前に医療機関へご予約の上、接種を受けてください。

水痘ワクチン予防接種

対象者には個別通知を9月に行っていますので、ご確認ください。過去に水痘にかかったことがあるお子さまは接種不要です。

接種時に必要なもの

予診票、母子健康手帳、委任状(保護者以外の人が同伴の場合)

接種対象者および接種回数

①通常対象者

生後12月(1歳の誕生日の前日)から36月(3歳の誕生日の前日)まで

2回接種(2回目は3月以上の間隔を空けて接種)

※2回目の接種時点で3歳の誕生日を迎えたお子さまは、

2回目の接種は補助対象外となります。

※接種期間は対象年齢内であれば通年接種です。

②経過措置対象者

生後36月(3歳の誕生日)から60月(5歳の誕生日の前日)まで

1回のみ接種

※経過措置の接種期間は平成27年3月31日までです。期間を過ぎると補助対象外となります。

◆注意事項

過去に水痘ワクチン予防接種を受けたことがあるお子さまは、次の内容をよくご確認ください。

①生後12月以降に、3月以上の間隔をおいて2回接種を受けた人は定期接種終了とみなし、定期接種の対象となりません。

②生後12月以降に1回の接種を受けた人は1回の定期接種を受けたものとみなします。

高齢者用肺炎球菌ワクチン

・生後12月から36月の間のお子さまは過去の接種から3月以上の間隔をおいた後、1回の接種を行います。
③生後12月以降に2回接種を受け、その間隔が3月未満のお子様は、1回の定期接種を受けたものとみなします。
・生後12月から36月の間のお子さまは過去の1回目の接種から3月以上(2回目の接種から27日以上)の間隔をおいた後、1回の接種を行います。
④生後36月から60月の間のお子さまは定期接種終了とみなされ、定期接種の対象となりません。



インフルエンザ予防接種

予防接種を受けることで、重症化や死亡の危険性を下げることができます。

高齢者は自らの意思と責任で接種を希望する場合のみ接種を行うてください。

◆接種対象者

①65歳以上の人
②60歳以上65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫

上を迎える人

②接種当日の年齢が60歳以上65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に、自己の身の日常生活活動が極端に制限される程度の障がいをもつ人(医師の指示がある人のみ)

◆接種期間(①の対象者のみ)

平成27年3月31日まで(期間を過ぎると対象外となります)

◆自己負担額 2450円

※氷川町と八代市の指定医療機関での接種に限ります。その他の接種は自己負担額を超える場合があります。

【お問い合わせ先】

健康福祉課保健師
52・5852(直通)

◆接種時に必要なもの

健康保険証、自己負担金、母子健康手帳(お子さまの接種時)、委任状(保護者以外の人

が同伴の場合)
●指定医療機関以外での接種は事前手続きが必要ですので、事前にお問い合わせください。

健康福祉課保健師
52・5852(直通)